

○福崎町道路の管理等に関する条例

昭和40年12月25日条例第28号

改正

昭和55年12月23日条例第27号

平成2年3月28日条例第7号

平成20年6月9日条例第23号

福崎町道路の管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第16条に規定する道路の管理、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて地域社会の発展に寄与し、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、道路とは法第2条に定めるもので、法第8条の規定により認定した町道をいう。

(道路の種類)

第3条 道路の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 1級町道

(2) 2級町道

(3) 3級町道

(4) 4級町道

(1級町道の選定基準及び路線の指定)

第4条 1級町道とは次の各号のいずれかの条件を満たすもので、幹線的な道路であり、かつ、幅員がおおむね6m以上のもので別に指定したものをいう。

(1) 計画決定された都市計画道路

(2) 隣接市町と連絡する幹線道路

(3) 交通量が多く国、県道を補完する道路

(2級町道の選定基準及び路線の指定)

第4条の2 2級町道とは次の各号のいずれかの条件を満たすもので、主として補助幹線道路であり、別に指定したものをいう。

(1) 国、県道又は1級町道と連絡する道路

(2) 集落相互間を連絡する道路

(3) 主要公共公益施設、主要観光地等と密接な関係を有する連絡道路

(4) 都市計画法第29条に基づく開発許可をうけた工業団地及び住宅地で、10区画以上の区域内の道路

(5) 集落内の幹線道路

(3級町道の選定基準及び路線の指定)

第5条 3級町道とは次の各号のいずれかの条件を満たすもので、幅員がおおむね2m以上あり、別に指定したものをいう。

(1) 集落内及び集落外を結ぶ道路のうち生活道路として特に利用度が高い道路

(2) 中国自動車道及び播但連絡道路の側道のうち1級、2級以外の路線で、生活道路としての利用度の高い道路

(3) 都市計画法第29条に基づく開発許可をうけた道路で、前条第1項第4号以外の道路

(4級町道の選定基準及び路線の指定)

第6条 4級町道とは1級、2級及び3級以外の道路で別に指定したものをいう。

(道路の管理)

第7条 路面、路側等の整備及び補修は、予算の範囲内でこれを行う。

2 町道維持管理のため、工手を置くことができる。

3 前項に定める工手は、町長が定める業務計画により路線区分に従って配置しなければならない。

4 法第43条に定める禁止行為をなし、町道を損壊し又は交通に支障をきたす行為があるときは、速やかに原形に復させ又は経費の全額を負担させるものとする。

(道路管理者以外の者の行う工事に要する費用)

第8条 法第24条の規定により、道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により、道路管理者の承認を受けたものが負担するものとする。

(受益者の事業費負担)

第9条 3級町道及び4級町道の新設又は改築並びに舗装に要する費用のうち、その工事又は維持で当該部落を利するものについては当該工事又は維持による受益の限度において、当該受益者に対しその工事又は維持に要する費用の一部を負担させることが出来る。ただし、国庫補助災害復旧事業として採択されたものに限り全額町負担とする。

(受益者の負担割合)

第10条 町長は、町道の新設又は改築並びに舗装工事は、予算の範囲内で施工し、当該工事に要する費用につ

いては、第3条の道路の種類により、当該受益集落に対して、当該事業に要する費用の一部を負担させることが出来る。

2 前項の費用負担については、別表のとおりとする。

3 通学路整備については、道路幅員の拡張は原則として行わないものとし、工事費については、前項の規定にかかわらず全額町費をもって行う。ただし、用地費及び物件補償費等を当該集落が前項に規定する額を負担する場合においては、その限りでない。

(道路の占用)

第11条 町道は占用することができない。ただし、法第32条第1項各号に定めるもののほか、止むを得ない事由により一時使用せんとするときは、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、法第32条第2項各号に定める必要事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この条例に定めるものの外、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年12月23日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月9日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

種類別	負担区分	費用負担率			
		道路改良	道路舗装	用地取得	物件補償
1級町道		% 0	% 0	% 0	% 0
2級町道		0	0	0	0
3級町道		20	20	50	100
4級町道		40	40	100	100
備考		1 橋梁の工事については、1級上級の負担率を適用する。 2 3級、4級町道の用地取得費については、集落での買収単価とし、町長に協議するものとする。 3 3級、4級町道の用地取得、物件補償交渉については、関係集落において行うものとする。			